

沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会傍聴要領（案）

令和 2 年 7 月 31 日

沖縄県公立大学法人評価委員会決定

令和 4 年 月 日沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会決定**1 傍聴する場合の手続**

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の 1 時間前からです。
- (3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (4) 会議の傍聴定員は若干名です。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が 3 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が 3 の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、委員長の許可を得ること。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。